

国立大学法人奈良教育大学の公共工事・物品調達等の契約に係る倫理委員会規則

平成19年1月17日

制 定

改正 平成19年10月10日規則第62号

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の公共工事・物品調達等の適切な契約の履行に資するため、国立大学法人奈良教育大学役職員倫理規則（平成16年規則第52号。）第19条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学の公共工事・物品調達等の契約に係る倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 公共工事・物品調達等の契約における倫理及び綱紀保持に関すること。
- 二 公共工事・物品調達等の契約における的確な職務遂行のための研修の方針に関すること。
- 三 その他公共工事・物品調達等の契約における必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事（総務担当）
- 二 事務局長
- 三 総務課長
- 四 財務課長
- 五 施設課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第7条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(事務の処理)

第8条 委員会に関する事務は、財務課及び施設課の協力を得て、総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成19年1月17日から施行する。

附 則 (平成19年規則第62号)

この規則は、平成19年10月10日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。